

福井市中小企業のエネルギー「見える化」応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市中小企業のエネルギー「見える化」応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的等)

第2条 この補助金は、市内の温室効果ガス排出量の削減を推進するため、市内の中小企業者等が省エネ診断並びに省エネ伴走支援を受ける経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

(定義)

第3条 この要綱において「温室効果ガス」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法第117号。）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。

2 この要綱において「省エネ診断」とは、省エネ診断機関が経済産業省資源エネルギー庁の中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費のエネルギー利用最適化診断等事業または地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業の対象事業として実施する次の事業をいう。

- (1) 省エネ最適化診断
- (2) ウォークスルー診断
- (3) IT診断

3 この要綱において「省エネ伴走支援」とは、省エネ診断機関が経済産業省資源エネルギー庁の地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業の対象事業として実施する「省エネ伴走支援」をいう。

4 この要綱において「省エネ診断機関」とは、経済産業省資源エネルギー庁の中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費の交付を受けた民間団体等をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に事業所等を有し、省エネ診断と省エネ伴走支援のいずれか、またはその両方を受けようとする中小企業等であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営または運営に実質的に関与している個人または法人等
 - (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、または雇用している個人または法人等
 - (5) 役員等が、その属する法人等もしくは第三者の不正な利益を図る目的またはその属する法人もしくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用している個人または法人等
 - (6) 役員等が、暴力団または暴力団員等に対して資金等を提供しまたは便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している個人または法人等
 - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人または法人等
 - (8) 役員等が、暴力団または暴力団員がその経営または運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人または法人等
- 3 市長が規則第4条の規定による交付の決定をした後において、補助対象事業者が前項の規定に該当することが明らかになったときは、規則第15条の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 4 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が行う次の事業とする。

- (1) 補助対象事業者が省エネ診断を受ける事業
- (2) 補助対象事業者が省エネ伴走支援を受ける事業

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が補助対象事業を実施するために省エネ診断支援機関に支払った自己負担分全額とする。ただし、振込手数料を除く。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に対し、下表に定める額の範囲内で交付する。

	上限額
省エネ最適化診断	25,850円
ウォークスルー診断	48,840円
IT診断	220,000円
省エネ伴走支援	48,840円

(交付申請)

第8条 補助対象事業者は、規則第3条第1項の規定により、省エネ診断および省エネ伴走支援を申込み1週間前までに、福井市中小企業のエネルギー「見える化」応援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない

2 前項の申請書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象事業の事業計画書(様式第2号)

(2) 市内で事業を営んでいることがわかる書類(法人登記の写しや法人等の設立(設置)申告書・異動申告書等)

(3) 市税の滞納がないことがわかる書類(納税証明書等)

(4) その他市長が必要と認める書類

3 補助金交付申請の方法は、持参とする。

4 提出された補助金交付申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備・不足がないものについて受理する。

5 提出された書類等は、原則として返却しない。

(交付決定)

第9条 市長は、規則第4条の規定により、交付決定を行い、補助対象事業者に対し、福井市中小企業のエネルギー「見える化」応援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 補助金を交付しないときは、福井市中小企業のエネルギー「見える化」応援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により不交付を通知する。

(交付の条件)

第10条 前条の交付決定にあたって、補助対象事業者は次の各号を遵守することを条件とする。

(1) 市長が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、または現地調査等を実施する時は、遅滞なくこれに応じること。ま

た、補助対象事業完了後も、求めに応じて事後状況について報告すること。

(2) 補助対象事業の実施については、この要綱のほか、関係法令及び関係通知に定めるところによること。

(事業の実施)

第11条 補助対象事業者は、第9条による交付決定の通知を受けた日以後に事業を開始し、当該年度の3月31日までに事業を完了しなければならない。

(補助事業の変更)

第12条 補助対象事業者は、補助事業の内容又は経費の変更を必要とする場合は、市長に福井市中小企業のエネルギー「見える化」応援事業補助金事業変更承認申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業実施主体の自由な創意により、補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(2) 補助目的に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(3) 補助目的達成に支障のない範囲内の完了日の変更がある場合。

2 市長は、前項申請を承認したときは、補助対象事業者に対し、福井市中小企業のエネルギー「見える化」応援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助事業の中止・廃止)

第13条 補助対象事業者は、第9条の規定による補助金交付の決定後、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、福井市中小企業のエネルギー「見える化」応援事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の中止または廃止を承認したときは、補助対象事業者に対し、福井市中小企業のエネルギー「見える化」応援事業補助金中止(廃止)承認決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、補助対象事業完了後30日以内、または、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに福井市中小企業のエネルギー「見える化」応援事業補助金実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 省エネ診断ならびに省エネ伴走支援に申し込んだことがわかる書類(申込書等)

の写し

- (2) 省エネ診断機関への支払いがわかる書類（領収書等）の写し
- (3) 省エネ診断ならびに省エネ伴走支援の結果がわかる書類（報告書等）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、補助対象事業者に対し、福井市中小企業のエネルギー「見える化」応援事業補助金額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（交付請求）

第16条 補助対象事業者が、前条による補助金の額の確定通知を受けた後において、補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市中小企業のエネルギー「見える化」応援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し及び補助金額の返還）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助事業の全部又は一部が遂行できなくなったとき。
- (3) 当該年度の3月31日までに事業の完了が見込めないとき。
- (4) 市長が不相当と認めたとき。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた時は、遅滞なく返還しなければならない。

3 本条の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

（関係図書の保存）

第18条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年9月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。